

世帯の階層区分		徴収基準 月額 (円)	徴収基準加算月額 (円)
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯(それぞれ単給世帯を含む。)	0	0
B	A階層を除き、当該年度分の市民税非課税世帯	1,100	110
C1	A階層及びD階層を除き、当該年度分の市民税課税世帯	均等割の額のみ(所得割の額のない世帯)	230
C2	であって、その市民税額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割の額のある世帯	290
D1	A階層及びB階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税額の区分が次の区分に該当する世帯	2,400円以下	350
D2		2,401円～4,800円	380
D3		4,801円～8,400円	430
D4		8,401円～12,000円	470
D5		12,001円～16,200円	550
D6		16,201円～21,000円	630
D7		21,001円～46,200円	810
D8		46,001円～60,000円	940
D9		60,001円～78,000円	1,160
D10		78,001円～100,500円	1,380
D11		100,501円～190,000円	1,790
D12		190,001円～299,500円	2,200
D13		299,501円～831,900円	2,620
D14		1,467,001円～1,632,000円	4,040
D15		1,467,001円～1,632,000円	4,250
D16		1,632,001円～2,302,900円	5,150
D17		2,302,901円～3,117,000円	6,130
D18		3,117,001円～4,173,000円	7,190
D19		4,173,001円以上の世帯	全額